

九州情報大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、九州情報大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は、麻生学園の校訓「至心」を建学の精神とし、「優れた技術力と人間性とを車の両輪とする均衡のとれた社会と産業の指導者の育成」を目的に、平成 10(1998)年に開学した。これら建学の精神及び大学の使命・目的は、平成 15(2003)年の設置者変更後も継承され、今日、学内外に周知されている。

大学の使命・目的を実現するための教育研究組織は、1 学部 2 学科 1 研究科 2 附属機関で適切に構成されている。教養教育は教務委員会によって運営され、初年次教育はその下部機関である実施部会がこれを担っている。また、教授会、「連絡会議」が定期的開催され、適切な運営のもとで意思決定がなされている。

教育目的は学則に明示され、教育課程は基礎総合と専門教育の分野設定、履修コースごとの科目配置など、体系的になされている。また、基礎ゼミの設置や能力別クラス編成など、広義での教育方法にも工夫がみられる。授業期間の学生便覧やシラバスへの明示、単位認定、進級・卒業・修了要件も明確に設定され、適切な運営がなされている。

アドミッションポリシーは表現が異なるものの、ホームページや大学案内で公開されている。入学定員・収容定員については、収容定員を適正規模へ削減し、適切な管理運営に努めている。新生の合宿研修、オフィスアワーの設定、留学生のための日本語講座など、きめ細かな学習支援を行っている。学生サービス体制のなかでも特筆すべきこととして、ほとんどの学生が支援対象となっている奨学金制度があげられる。進学・就職支援実績は十分とはいえないものの、資格取得などの支援体制が整えられている。

教員は、大学及び大学院の設置基準を満たす専任教員数が確保されている。教員の採用・昇進は規程が整備され、これに基づき適切に運営されている。教員の担当時間は、2 キャンパスでの同時開講などから生ずる若干の課題があるものの概ね適切である。教育研究活動を支援する研究費の配分が行われており、また教育研究活動活性化のための FD(Faculty Development)活動は、平成 21(2009)年度から組織的な取り組みが開始されている。

職員組織は適切に編制されている。業務委託契約職員、パートタイムの助力を得て少人数の専任職員が業務を担う特徴を持つ。採用・昇進・異動は適切に運営されている。外部研修会への参加を主に、全員参加の研修会を実施するなど、職員の資質・能力向上のため

の取組みが行われている。科学研究費補助金の申請や留学生への対応など、教育研究支援の事務体制が構築されている。

法人及び大学の管理運営は、規程に基づいて適切に行われている。管理部門と教学部門の連携も、組織的な対応が図られている。開学と同時に取組みを開始した自己点検・評価は、意欲的な取組みにより成果が表れている。

大学の財務は単年度収支において課題があるものの、累計の消費収入超過額が存し、当面、支障を来すことはない。現在、収容定員の適正化などの実施により、収支バランスの改善に取り組んでいる。会計処理は適切になされ、財務情報の公開も実施されている。外部資金の導入については、実績は十分とはいえないものの取組みは意欲的に行われている。

大学は、大学院用のサテライトキャンパスを含め3つのキャンパスを擁し、校地・校舎ともに設置基準を満たしている。収容定員の変更を経た平成23(2011)年度のキャンパス統合後の校地・校舎についても問題はない。アメニティへの配慮は、学食やカフェテリアをはじめとして学生のための福利厚生スペースが確保され、必要なものは整っているといえる。

図書館・体育施設の開放、公開講座の実施など、社会への大学資源の提供がなされている。地域ネットワークへの参加、ベンチャー企業のサポートなど地域社会との連携が進められており、太宰府市教育委員会との提携による学生サポーターの小中学校への派遣も実施されている。

組織倫理に関する基本的な規程が整備され、教職員及び学生に周知されるとともに、防災管理などの危機管理体制、学内外の広報体制も整備されている。

平成22(2010)年度を初年次教育元年と位置付けた、全教員をあげての組織的な取組みが始まっており、今後の成果が期待される。また、情報教育サポート体制として「PCクリニック」が組織され、学習支援の一翼を担っており、着実に成果をあげていることは評価に値する。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

大学は、前身である学校法人麻生学園の校訓「至心」を継承し、建学の精神としている。また、平成10(1998)年の開学に当たって、その基本理念を「至心をもって事にあたる人づくり」とし、平成15(2003)年の設置者変更後も、変わることなく受継がれている。

これら建学の精神及び大学の基本理念は、学則に定められてはいないが、学生便覧、「GUIDE BOOK」(大学案内)、ホームページなどに掲載され、学内外に示されている。更に、授業を通して学生に、また教授会時の説示を通して教職員に周知が徹底されている。

大学の使命・目的は、建学の精神及び大学の基本理念を踏まえた上で、「豊かな人間性を

兼ね備えた創造的・実践的な人材の育成」と学則に定めるとともに、建学の精神と同様に学内外に周知されている。とりわけ、学長自らの講話・教示による学生・教職員への周知、講義室などへの掲示による「見える化」など積極的に取組まれている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の基本的な教育研究組織は、1 学部 2 学科、1 大学院研究科及び 2 つの附属機関（図書館、学術研究所）で構成されている。大学の使命・目的を達成するための組織として、小規模ながらまとまった組織編制となっている。また、時代のすう勢に応じて改革を重ねている。

人間形成のための教養教育は、各種会議体と連携を取りながら教務委員会が運営している。初年次教育については、「初年次教育ワーキンググループ」の提言により、教務委員会の下部組織として「初年次教育担当者会議」及びその執行部である「初年次教育検討実施部会」を常設し、その実施体制を構築している。

学内の意思決定過程として、教授会、大学院委員会及び主要役職者で構成する連絡・調整機関である「連絡会議」がそれぞれ定期的開催され、連携して円滑な業務運営が図られている。これをサポートする機関として教務委員会、「FD 委員会」をはじめとする各種委員会・会議体が整備され、十分に機能している。また、各教員のオフィスアワーの設定や学生による授業評価アンケートが実施され、学習者の要望をくみ上げその要求に応えるための組織体制が整備されている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神、教育理念及び学生のニーズなどを踏まえ、学部・学科、研究科の教育目的が学則上に明確に定められており、かつホームページに公開されている。その教育目的を具現化するための教育課程は、「基礎総合科目」「専門教育科目」及び「教職課程」の科目群で編成されている。

専門教育においては、「経営情報分野の専門知識と技術を有する人材育成」という教育目的の達成と学生の多様な要望に対応し、各学科にコース制を設定するなど体系的かつ適切な教育課程が設定されている。また、1 年次から 4 年次まで配置されている少人数・担任制の「ゼミ」の運営においても、初年次教育における大学生活への適応及び学習への導入段階から専門教育課程でのゼミナールに至るまで、体系的な教育内容が準備されている。

大学院の博士前期課程は、講義科目を1年次、2年次に選択科目として配置し、研究指導に関わる演習科目を1年次生には「演習Ⅰ」「特別演習Ⅰ」を、2年次生には「演習Ⅱ」「特別演習Ⅱ」をそれぞれ配置している。

学生便覧、シラバスに年間の学事予定・授業期間などが明示され、かつ適切に運営されている。単位の認定、進級及び卒業の要件などはそれぞれ学則に定められ、適切に運営されている。

学生による授業評価アンケートが定期的実施されており、担当教員はその結果を受けて「授業改善報告書」を作成している。各教員が作成した「授業改善報告書」を学内ファイルサーバーに保存することにより、教員間での相互の閲覧、授業改善の情報の共有化を図り、大学全体で授業の改善・向上に努めている。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

大学の使命・目的に沿って、アドミッションポリシーは明確にされ、ホームページや大学案内などで公開されている。また、アドミッションポリシーに基づいて、全ての入試が適切かつ公正に行われている。平成21(2009)年度から入学定員及び収容定員を縮減した結果、平成22(2010)年度は学部全体として入学定員を上回る学生を確保している。しかし、学科別にみると情報ネットワーク学科の入学者は、学科開設の平成17(2005)年度以降、入学定員を満たしていない。

学習支援体制は入学時の新入生合宿研修をはじめ、コース別履修モデルの提示や、年次別修得単位数の目安、オフィスアワーなどの体制が整っている。増加している外国人留学生に対しては、「国際交流支援室」や「国際交流センター」などにより、学習支援や生活相談が行われている。中途退学率の上昇の理由は学業不振であると大学は認識しており、初年次教育やクラス担任制により、1年次、2年次の学生の学習意欲喪失防止への支援を行っている。また、大学の学生組織としてサークルや同好会などの活動をする「学友会」があり、学生委員会が中心となり支援に当たっている。経済的支援策として、ほとんどの学生が支援対象となっている各種奨学金制度が整備されている。

就職支援については、教員で構成されている「就職対策委員会」と、専任職員・契約職員で構成される「キャリアデザインセンター」などが整備され、「就職対策アワー」の開催などをはじめとして組織的に取り組んでいる。

【改善を要する点】

- ・情報ネットワーク学科は、設置された平成17(2005)年度以降、入学定員を満たしていないので、その原因究明と対策の立案など入学定員充足に向けた改善が必要である。

基準5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学及び大学院の設置基準に定める必要専任教員数及び教授数を満たしており、学部・大学院の教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されている。また、各キャンパスにおいて、専任の教授及び准教授が主要科目を担当するよう適切に配置されている。

学部・大学院の教員の採用・昇任の方針は、必ずしも明確になっていないが、人事委員会、選考委員会、教授会などを経る採用選考などの諸規程が整備されており、適切に運営されている。

専任教員の教育担当時間は、両キャンパスでの二重開講や大学院兼担のために、一部教員の負担が大きくなっているものの概ね適切である。教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)制度が整備されているものの、あまり活用はされていない。しかし、情報教育のサポート体制として、学部学生の講義補助者の配置や「PC クリニック」が組織され、学習支援の一翼を担っている。また、教育研究活動を支援する研究費は、概ね適正な額が配分されている。

FD(Faculty Development)活動については、これまで「学生による授業評価アンケート」を実施するのみであったが、「FD 委員会」によって平成 21(2009)年度に活動内容を全面的に見直し、教育力の向上のための FD 研修会の開催、公開授業の実施、授業改善のための組織的研究、教員の業績項目の検討と業績の公表など、組織的な取り組みが行われている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

学生数が減少していることに対応し、パートタイマーの採用や欠員補充を業務委託契約職員で賄うなど、少人数の専任職員で業務に対応できる事務組織を目指しており、「九州情報大学組織規程」に基づいて各部署に必要最小限の専任職員が配置されている。

採用・昇任・異動などの方針は、規程上必ずしも明確になっていないが、理事長の示す職員人事の基本方針に沿って大学と法人の事務局長が調整を行い、就業規則に則って適切に運用されている。

職員の資質向上については、主として文部科学省や日本私立大学協会など関係機関主催の外部研修会への派遣により行われているが、平成 21(2009)年度からは夏季休業期間を利用した全職員参加の「九州情報大学 SD 研修会」を開催し、職員のスキルアップに努めている。

全体に専任職員が少なく、管理職を含めて複数の部署を兼務する職員も多いが、教務課・学生課をはじめ図書館、情報処理室などでは必要な事務体制を整え、教員との連携のもと

に教育研究活動の支援が行われている。また、増加する外国人留学生への対応強化のために、「国際交流支援室」には専任職員を増員している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている

【判定理由】

法人の管理運営は、寄附行為に基づいて、理事会、常任理事会、評議員会が設置され、関連諸規程に基づき適切に運営されている。

大学の管理運営は、学則に基づき教授会、大学院委員会が設置され、適切に運営されている。また、大学の諸課題の連絡調整を行う組織として、学長、副学長、研究科長、学部長などから構成される「連絡会議」が設置され、毎月 2 回開催されており、大学の円滑な運営に寄与している。

法人・大学の管理運営が、理事長、学長（副理事長）の強いリーダーシップによって進められるなか、法人と教学の主要役職者で構成され、毎月開催している「管理運営等に関する協議会」によって意思疎通と情報の共有化が図られ、管理部門と教学部門の緊密な連携を実現している。

監査については、「学校法人九州情報大学監事監査規程」に基づき、監事の理事会への出席や監査報告書の作成など、業務監査、会計監査ともに適切に行われている。

自己点検・評価については開学と同時に取組みを開始し、関連規程や推進体制の整備に努めている。平成 18(2006)年度以降、毎年度、自己点検・評価を実施し、報告書に取りまとめ発表するなど意欲的に取り組んでおり、その成果が学部教育へのコース制の導入や大学院の設置などの形となって表れている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

学生生徒等納付金依存度が高い中、在籍学生数が減少して帰属収入が遞減傾向にあるとともに、学生確保のための巨額の奨学金による経費負担もあり、平成 19(2007)年度以降は連続して帰属収支差額が赤字となっている。

外部資金の導入については、その大半を占める国からの補助金収入が学生数減少による調整のため減少し、資産運用収入も最近の経済状況などを反映して厳しい状況にある。

こうした状況に対応すべく、経営基盤強化のための中長期計画を策定し、キャンパスの統合や収容定員の適正化などの実施により、単年度収支のバランス改善に取り組んでいる。また、累計の消費収入超過額は年間予算の約 3 倍の規模を維持しており、自己資金構成比

率も全国平均を上回る高い水準にあるので、当面の教育研究活動に必要な財政基盤は確保されている。

会計事務については、監査法人による会計監査を受けているほか、監事による監査、財務顧問などによる内部監査を通じた指導もあり、適正に処理されている。

財務情報の公開では、資金収支計算書などの計算書類をはじめとする各種の財務情報について、解説を付してホームページ上で公開しているほか、事業報告書、中長期計画なども併せて掲載し、積極的に学内外に公表している。

【改善を要する点】

- ・収支のバランスが保たれていないので、目標値、達成時期を明確にした中長期計画を策定するとともに、その重点取り組み施策を年度の事業計画や予算に組入れ、確実に実行することにより、単年度収支の改善を図る必要がある。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学は、太宰府キャンパス、小郡キャンパス及び社会人大学院生用の博多駅前サテライトキャンパスと 3 つのキャンパスから成るが、いずれの校地・校舎も設置基準の要件を十分に満たしている。

図書館や体育館などの体育施設は整備されている。全学生にノートパソコンを所有させている関係から、学内に十分な数の情報コンセントと無線 LAN を設置してネットワーク環境が整備され、教育研究活動の目的達成に必要なキャンパスが維持されている。施設・設備の維持管理は、主として専門業者への業務委託により行われており、適切に維持・運営されている。なお、現在、キャンパスの一元化に向け、小郡キャンパスの廃止と太宰府キャンパスへの段階的統合が計画に沿って進行中であり、教育研究用機器や図書などの円滑な移設が期待される。

キャンパスの各施設は新耐震基準に適合した建物であり、車椅子での移動が可能なスロープや身障者用トイレを設置するなど、耐震性、バリアフリーの面でも問題はなく、安全性が確保されている。

太宰府・小郡両キャンパスでは、食堂やカフェテリア、自動車通学者のための駐車場など、学生のための福利厚生スペースが確保されており、アメニティ環境にも配慮されている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学は、図書館の市民開放、小郡市教育委員会主催事業への体育館提供、学生駐車場の地域渋滞緩和協力、市民向け公開講座の開催など、大学資源を積極的に社会に提供する努力がなされている。

「ベンチャー支援センター」は、ベンチャー企業への施設提供や経営相談などの支援事業を展開している。また、「太宰府キャンパスネットワーク会議」や新たに設立された「大学ネットワークふくおか」にも参画し、教員による出前講義、他大学と合同でのサークル活動発表会、ボランティア活動を実施するなど地域社会への貢献に取り組んでいる。

韓国の中部大学ほか2つの短期大学と姉妹校協定を結び、教職員及び学生間の交流を深めており、海外姉妹校からは毎年、留学生を受入れている。また、姉妹校を含め韓国の2大学とは「DDP(Dual Degree Program)協定」を締結し、留学プログラムを修了した卒業生には双方の大学から学位を授与している。

地域社会との協力関係については、主に県・市の各種委員会・審議会の委員として、専門分野での知識・技能を生かして教員が活動している。また、太宰府市教育委員会と「太宰府市小・中学校サポート制度」でサポーター派遣協定を締結し、市内の小中学校の授業や校外実習時に学生サポーターを派遣しボランティア活動を行うなど、地域社会との協力関係が構築されている。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

就業規則中の服務規律のほか、「九州情報大学ハラスメント防止等に関する規程」「学校法人九州情報大学個人情報の保護に関する規程」「学校法人九州情報大学公益通報などに関する規程」「九州情報大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン」など、組織倫理に関する基本的な規程が整備され、教職員及び学生に周知されるとともに、これらの規程に基づき適切に運営されている。

防火管理規程や消防計画及びネットワーク利用規程などの個別の規程により、危機管理に関する体制面の整備が進んでおり、緊急連絡網を整備するとともに災害時における総合訓練を実施するなど、緊急事態に備え対応している。

大学の教育研究成果は、毎年1回刊行される紀要「九州情報大学研究論集」で公開されている。また、自由な形式で発表できる機会として、年に1、2回、「九州情報大学学術研究所ジャーナル」を刊行し研究成果を公表している。更に、ホームページ上に全教員の専門分野、主要研究課題と成果を掲載するなど、教育研究成果の公正かつ適切な学外への公開に努めている。

